

小田原市斎場太陽光発電設備設置事業
公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

小田原市

目 次

1	目的	1
2	事業	1
3	参加資格要件等	3
4	スケジュール（予定）	3
5	公募型プロポーザル手続き等	4
6	最優秀提案者（優先交渉権者）等の決定	7
7	契約の締結	7
8	公正なプロポーザルの確保	7
9	留意事項	7

様式 1 公募型プロポーザル参加表明書

様式 2 連合体構成表

様式 3 企業提案書届出書

様式 4 企画提案書

様式 5 業務工程表

様式 6 類似業務実績

様式 7 質問書

別紙 1 企画提案審査基準

別紙 2 月平均日射量

別紙 3 小田原市斎場温室効果ガス排出量

別紙 4-1 小田原市斎場 2022 年(202201~202212)需要電力量実績

別紙 4-2 小田原市斎場電気使用量

別紙 5 斎場屋根伏図・仕上表・防水仕様等

別紙 6 小田原市斎場写真

1 目的

小田原市は、再生可能エネルギーの利用の促進に向けた基本理念や市、市民及び事業者の責務を規定した「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を平成 26 年 4 月に施行した。

また、本市は「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しているほか、「SDGs 未来都市」に選定されていることから、平時から災害時を見据えた取組や、再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域社会の実現、企業や次世代に向けた SDGs の普及啓発などを実施しているところである。

本事業は、地域におけるエネルギーの自給自足の一端を担うもので、本市の目指す二酸化炭素排出実質ゼロの実現、ひいては森里川海の保全の好循環の創出にも資するものである。

本事業では、小田原市斎場に太陽光発電設備を設置してその発電電力を施設に供給し、必要な電力と一体的に制御し、施設に安定的に電力を供給するとともに令和 14 年 12 月末日までの保守管理を行う事業者を募集する。

2 事業

(1) 事業名

小田原市斎場太陽光発電設備設置事業

(2) 事業内容

小田原市斎場の屋上又は敷地に提案を基にした太陽光発電設備を設置し、当該施設への電力供給を行うとともに、余剰電力の利用を図る。また、令和 14 年 12 月末日までの保守管理を行う。

ただし、屋上西側（火葬炉上）部分及び敷地内植栽部分に太陽光発電設備を設置することは不可とする。

ア 事業者は、太陽光発電設備の設置、設置に関する管理業務並びに設置に関連する手続き及びその関連業務を行うこと。なお、設備設置に伴い防水層等の既存施設を破損した場合は、事業者の負担にて修復を行うこと。

イ 事業者は、太陽光発電設備の設置後令和 14 年 12 月末日までの太陽光発電設備の保守管理を行うこと。設備に異常又は故障があり電力供給に支障が出る場合は、速やかに対応すること。

ウ 事業者は、余剰電力が見込まれる場合は売電等の提案を行うこと。また、関連する手続き及びその関連業務を行うこと。

エ 小田原市気候変動対策推進計画本文及び資料編に記載のある、地域脱炭素化促進事業における地域の環境の保全のための取組を実施すること。

オ 事業者は、電気事業法、建築基準法等の関係法令を遵守すること。

カ 騒音による施設及び周辺への影響について留意し、十分配慮した計画・施工を行い、影響が懸念される場合は対策を提案すること。また、地域住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに対応すること。

なお、屋上スラブへのアンカー打込み等大きな音の出る作業は友引の日に行うこと。

キ 資材の搬入は休日（友引）に実施すること。また、周辺住民の車両を優先し、周辺住民に迷惑をかけないように留意すること。

ク 施設の稼働時間に作業を行う際は施設管理者と十分協議し、施設管理者の指示に従い、利用者の安全に留意すること。

(3) 事業期間

契約締結日から令和 14 年 12 月末日まで

(4) 対象施設

ア 名称	小田原市斎場
イ 所在	小田原市久野 3664 番地 8
ウ 構造	鉄骨造 地上 2 階建陸屋根
エ 建築面積	2,113.79 m ²
オ 延床面積	2,908.80 m ²
カ 敷地面積	11,297.00 m ²

(5) 対象施設の稼働時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（友引、1 月 1 日～3 日を除く）

(6) 選定事業者（代表法人）が獲得できる権利

小田原市斎場太陽光発電設備設置事業の設計・設置・保守に係る契約の締結

(7) 提案上限額（消費税及び地方消費税相当分を含む）

総額 44,406,000 円

太陽光発電設備設置費 38,267,000 円

※ただし、屋上南側架台部分のみ太陽光発電設備を設置する提案の場合の設置費の上限額は、12,000,000 円とする。

保守料 6,139,000 円

※ただし、屋上南側架台部分のみ太陽光発電設備を設置する提案の場合の保守料の上限額は、4,300,000 円とする。

※保守期間は令和 14 年 12 月末日まで

※令和 5 年度の保守料上限額は 171,000 円

3 参加資格要件等

(1) 資格要件

企画提案ができる者は、太陽光発電設備設置事業を行う能力を有する単独の法人又は複数の法人で構成する連合体であって、以下の要件をすべて満たすものとする。なお、連合体で応募する場合は、あらかじめ応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する代表法人を定めるとともに、構成法人の役割分担を明確にすること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

イ 令和 4・5 年度小田原市競争入札参加資格者名簿の「その他の物品」に登録されており、小田原市内業者であること。

ウ 連合体で応募する場合は、構成法人は令和 4・5 年度小田原市競争入札参加資格者名簿の建築一式等役割分担に応じた事業内容で登録されており、代表法人は小田原市内業者であること。

エ 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 小田原市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までの規定に該当しないこと。

キ 小田原市税に係る滞納をしていないこと。

(2) 応募資格の制限

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、応募者となることはできない。なお、連合体での応募であって、構成法人が次のいずれかに該当する場合も応募者となることはできない。

ア 4 (1) ウの参加資格に定めた要件が備わっていないとき。

イ 複数の企画提案書等を提出したとき。

ウ 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

オ 期限までに所定の書類が提出されなかったとき。

カ その他不正な行為があったとき。

4 スケジュール（予定）

(1) 募集公告

令和 5 年 6 月 8 日（木）

(2) 参考資料の閲覧	令和5年6月8日(木)～6月26日(月)
(3) 現地確認	令和5年6月26日(月)まで受付、6月27日(火)まで対応
(4) 質問書の受付期間	令和5年6月8日(木)～6月28日(水)
(5) 質問に対する回答	令和5年6月8日(木)～6月30日(金)
(6) 提案書の提出期限	令和5年7月5日(水)
(7) 提案説明（プレゼンテーション）	令和5年7月12日(水)予定
(8) 提案審査結果通知	令和5年7月中旬
(9) 契約等手続	令和5年7月下旬

5 公募型プロポーザル手続き等

(1) 実施要領等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市役所環境部環境保護課（小田原市役所4階）

電話 0465-33-1474

イ 交付期間

令和5年6月8日(木)～令和5年6月26日(月)午後5時（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る。又は小田原市の公式ホームページからダウンロードする。

(2) 企画提案書類等の提出

ア 提出書類受付期間

令和5年6月8日(木)～令和5年7月5日(水)午後5時（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）

イ 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル参加表明書（様式1）	1部
(イ) 連合体構成表（様式2）	1部
(ウ) 企画提案書届出書（様式3）	1部
(エ) 企画提案書（様式4）	正本1部、副本8部

—添付書類—

- a 事業実施体制図
- b 連絡体制図（現場連絡責任者を明記）

- c リスクマネジメント
- d 太陽光発電設備に係る資料(仕様・発電見込量等)
- e 太陽光発電設備の配置図(設置レイアウト)
- f 電気系統図(配線図)
- g システム構成図
- h 設備設置工法等の概要及び選定理由
- i エネルギーマネジメント(月間・年間想定発電量、自家消費率、余剰電力の取扱いが分かる資料)
- j 波及効果について分かる資料(地球温暖化対策、地域活性化、企業の社会的責任に係る実績、環境への配慮)
- k 保守期間の平常時や緊急時の連絡体制図
- l その他の任意の添付書類

(イ) 業務工程表(様式5) 1部

(ロ) 類似業務実績(様式6) 1部

ウ 提出方法

4(2)エに持参すること。郵送も可とするが、郵送による場合は、上記アの期限までに必着とする。

エ 提出先

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市役所環境部環境保護課(小田原市役所4階)

電話 0465-33-1474

オ 作成要領

(ア) 企画提案書

- a 用紙は、A4判両面使用(A3判は折込)
- b ページ番号は、表紙を除き通し番号とし、各ページの中央下部に印字すること。
- c 企画提案書は、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは、注釈を付すこと。
- d 審査の公正を期すため、企画提案書の副本8部には会社名、所在、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。

(イ) 見積書

金額については、消費税及び地方消費税相当額を含む金額とすること。

(3) 参考資料の開示

ア 参考資料

建築図書及び構造計算書

イ 開示場所

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市役所環境部環境保護課（小田原市役所 4 階）
電話 0465-33-1474

ウ 開示期間

令和 5 年 6 月 8 日（木）～令和 5 年 6 月 26 日（月）午後 5 時

(4) 現地確認

現地確認を希望する場合は、令和 5 年 6 月 26 日（月）午後 3 時まで下記に下記の電話又は電子メール宛てに連絡すること。日時は、調整の上、申込者に対し通知する。

なお、現地確認日は令和 5 年 6 月 27 日（火）までとし、事前連絡のない場合は現地確認を認めないので留意すること。

宛先 小田原市役所環境部環境保護課

件名 小田原市斎場太陽光発電設備設置事業に係る現地確認について

電話 0465-33-1474

E-mail ka-eisei@city.odawara.kanagawa.jp

※現地の写真は別紙 6 参照

(5) 質問の受付

企画提案書作成に関する質問は質問書（様式 7）を用いて電子メールにより提出するものとし、電話、持参等による問合せは不可とする。

ア 提出方法

電子メールにより下記のアドレスに提出すること。

宛先 小田原市役所環境部環境保護課

件名 小田原市斎場太陽光発電設備設置事業に関する質問について

E-mail ka-eisei@city.odawara.kanagawa.jp

イ 受付期間

令和 5 年 6 月 8 日（木）～6 月 28 日（水）午後 3 時

ウ 質問に対する回答

令和 5 年 6 月 30 日（金）までに、質問者に電子メール等で回答する。市が必要と判断した場合は、ホームページに掲載する。

(6) 提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリング

企画提案書に記載した内容につき、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日時・会場

令和 5 年 7 月 12 日（水）を予定 小田原市役所（詳細は別途通知する）

イ 出席者

事業実施担当者を含む3名以内とする。

ウ 発表時間

プレゼンテーションは20分以内とし、その後ヒアリングを15分程度行う。

エ 留意事項

プレゼンテーション資料には、企画提案書の記載内容のみを使用するものとし、記載趣旨と異なる内容の説明があった場合はこれを評価対象としない。

6 最優秀提案者（優先交渉権者）等の決定

(1) 企画提案書等の審査

企画提案書、提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリング内容について、あらかじめ定めた企画提案審査基準（別紙1）に従い、小田原市斎場太陽光発電設備設置事業プロポーザル選定委員会が審査し、最も高い得点値を得た者を最優秀提案者、次点者を優秀提案者として決定する。

(2) 結果の通知

最優秀提案者及び優秀提案書を決定後、速やかに全ての企画提案書提出者に対して結果を通知する（7月中旬を予定）。

7 契約の締結

選定した最優秀提案者と、企画提案内容について、より具体的な事業推進に向けた協議・調整を行い、契約を締結する。なお、その際、協議の結果に基づき企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者と契約が成立しなかった場合は、次点者である優秀提案書と企画提案内容について、協議・調整を行い、契約を締結する。

8 公正なプロポーザルの確保

(1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめる場合がある。

9 留意事項

(1) 費用負担

企画提案に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。

- (2) 提出書類の取扱い
提出書類については、返却しないものとする。
- (3) 市からの提供資料の取扱い
市が提供する資料は、企画提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (4) 複数提案の禁止
企画提案者は、1つの提案しか行うことができない。
- (5) 提出書類の変更の禁止
提出した書類の変更は認めない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。
- (6) 虚偽記載の禁止
企画提案書に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とする。
- (7) 使用する言語等
企画提案等手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 事業期間終了後の撤去費
事業期間終了時における小田原市斎場太陽光発電設備の簿価及び撤去費用は考慮しない方法で提案すること。
- (9) 各種申請・諸法令に基づく手続き等の費用
契約締結後、事業着手までに、規制に適合しているかを確認すること。なお、各種申請及び諸法令に基づく手続きや資料の作成に係る費用は、本事業に含めて提案すること。また、太陽光発電設備の設置に当たっては、各種法令を遵守すること。
- (10) 国庫補助金の活用
環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金重点対策加速化事業（太陽光発電設備（自家消費型））を活用する予定であるため、その要件及び「よくある御質問とその回答」に合致するよう設計・保守を行うこと。また、交付金活用に必要な書類作成等に協力すること。なお、提案を提出するに当たり疑義を生じる場合は、質問すること。
- (11) 発電量モニター
斎場内に発電量が分かるモニターを設置すること。なお、モニターは、太陽光発電設備に含むものとする。
- (12) 委託料の支払い
太陽光発電設備設置に関する委託料は、設置後、市の完了検査後に支払うものとする。なお、各年度の保守料の支払い方法については、優先交渉権者との協議による。
- (13) 太陽光発電設備の所有権
太陽光発電設備は、市の完了検査後、引渡しされた時点で市の所有物とし、発電電力は市に帰属する。